

地産地消・産直緊急推進事業実施要領

〔平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1535 号〕
農林水産省生産局長通知

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農林水産省生産局長が別に定める事項は、事業別に下記によるものとする。

記

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 地産地消・直売機能強化等事業 | 別紙 1 |
| 2 | 学校給食地場農畜産物利用拡大事業 | 別紙 2 |
| 3 | 地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業） | 別紙 3 |

附則

この要領は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

学校給食地場農畜産物利用拡大事業

第 1 事業の目的

1 学校給食

本事業における学校給食は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条に定める義務教育の実施校における学校給食を基本とし、幼稚園及び保育園における給食も含めることができるものとする。

2 地場農畜産物

本事業における地場農畜産物とは、原則として事業実施者（地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 2 の第 7 の 1 の事業実施者をいう。以下同じ。）が所在する都道府県内で生産された農畜産物とし、当該農畜産物が原材料の 5 割以上を占める加工食品を含めることができるものとする。

さらに、事業実施者は、地場農畜産物を事業実施者が所在する市区町村内で生産されたものに限ることができるものとする。

ただし、人口 1 人当たりの農業産出額が全国平均の一割未満であって、地場農畜産物の生産区域として当該都道府県だけでなく隣接する都道府県を加えることにより、学校給食における地場農畜産物の利用の拡大及び定着が見込まれる場合であって、要綱第 2 の事業実施主体からの申請に基づき、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める場合にあつては、地場農畜産物の生産区域として当該都道府県に隣接する都道府県の一部又は全部を加えることができるものとする。

第 2 事業実施主体

要綱別紙 2 の第 2 の 3 の生産局長が別に定める要件を満たす協議会は、以下のすべての要件を満たす協議会とする。

- 1 代表者が定められていること
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財務管理の方法、公印の管理・使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法を明確にした規約その他本事業の実施について必要となる規約が定められていること
- 3 事務手続にかかる不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつその執行体制が整備されていること
- 4 都道府県が構成員となっていること（ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。）

第 3 基金の管理

- 1 事業実施主体は、要綱別紙 2 の第 4 の国から交付された補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
- 2 事業実施主体は、1 の基金を他の事業と区分して経理するほか、要綱別紙 2 の第 6 の事業の種類ごとにそれぞれ区分して経理し、互いに流用してはならないものとする。

- 3 事業実施主体が基金を運用する場合、確実かつ安全な方法に限るとともに、運用益を2の事業の種類ごとに基金に繰り入れるものとする。
- 4 事業実施主体は、事業実施期間終了後、残額が生じたときは、当該残額の全額を国に返還するものとする。

第4 業務方法書

要綱別紙2の第5の業務方法書の作成内容と作成手順は以下のとおりとする。

1 作成内容

本事業により積み立てた基金の管理に関する事項、事業実施者から事業実施主体への助成金の申請、助成金の支払い、実績の報告、助成金の返還及びその他本事業の適正な実施に必要な事項とする。

2 作成手順

- (1) 事業実施主体は、参考様式第4号に基づき、地方農政局長等に業務方法書の承認を申請するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、1の作成内容が適切と認められる場合にはこれを承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、(1)及び(2)に準じて、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

第5 学校給食地場農畜産物利用拡大助成事業の内容等

1 事業実施者

要綱別紙2の第7の1の生産局長が別に定める要件は、以下のとおりとする。

- (1) 地域協議会が事業実施者となる場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - ア 代表者が定められていること
 - イ 組織の運営及び意思決定についての規約が定められていること
 - ウ 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していること
 - エ 構成員に(2)のエからクまでのいずれかの者及び市区町村又は市区町村以外の学校設置者が含まれていること（ただし、地方農政局長等が特に認める場合は、この限りではない。）
- (2) 市区町村、市区町村以外の学校設置者又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人が事業実施者となる場合は、当該事業実施者が代表事業者となって、以下に掲げる者と共同で事業を実施することができることとする。
 - ア 市区町村（事業実施者が市区町村以外の学校設置者又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人の場合）
 - イ 市区町村以外の学校設置者（事業実施者が市区町村又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人の場合）
 - ウ 市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人（事業実施者が市区町村又は市区町村以外の学校設置者の場合）
 - エ 農業協同組合
 - オ 土地改良区
 - カ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条

の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

キ 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する事業を行う法人をいう。)

ク その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、組織運営及び意思決定に関する規約の定めのある場合に限る。)

ケ 学校給食への地場農畜産物の納入に関わる加工業者又は流通業者

コ その他学校給食への地場農畜産物の利用拡大に関わる民間団体

2 対象とする取組

(1) 地場農畜産物の利用割合を拡大させる計画

要綱別紙2の第7の2の(1)の計画は、原則として、取組を行う市区町村単位又は市区町村の一部の単位で策定することとするが、必要に応じて複数の市区町村をその範囲として策定することができるものとする。

また、要綱別紙2の第7の2の(1)のアの利用割合は、原材料の総品目数に占める地場農畜産物の品目数の割合又は原材料の総重量に占める地場農畜産物の重量の割合とし、平成20年度を基準年、平成22年度を目標年として利用割合の1年間の平均値を基本に第7の2の(1)の事業実施者の事業計画に記載することとする。

ただし、利用割合の1年間の平均値の算定が困難な場合は、年間のうち同時期の10日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定できるものとする。

なお、重量の割合を用いる場合、主食及び牛乳を除いて算定することができることとする。

(2) 利用割合の算定方法

要綱別紙2の第7の2の(2)の利用割合の算定方法は、別表2のとおりとする。

3 事業の内容

要綱別紙2の第7の3の助成対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 連携活動の実施

助成対象とする経費は、学校給食関係者、農業者等から構成される協議会の開催費、処理規格・処理基準の検討・作成費、児童・保護者等への調査費及び農作業体験等の交流活動費とし、一つの事業実施者当たりの事業実施期間における助成金の上限を100万円とする。

(2) 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証

ア 要綱別紙2の第7の3の(2)の生産局長が別に定める献立は、新たに地場農畜産物を導入した献立又は平成20年度の当該地域の平均と比較して地場農畜産物の利用割合が10ポイント若しくは利用量が2倍以上高い献立とし、年間20回を上限とする。

なお、以下の場合にあっては、学校給食における新たな地場農畜産物を導入した献立として取り扱うことができるものとする。

a 原材料となる地場農畜産物を当該市区町村内産の地場農畜産物に変更した献立

b 原材料となる地場農畜産物を当該市区町村を含む区域で生産される銘柄畜産物に変更した献立

イ 助成金の算定対象経費は、アの献立の原材料費のうち、2の(1)の計画に

において平成20年度に比べて年間の利用が拡大する地場農畜産物に係る原材料費とする。

ウ イの算定対象経費には、原材料費のうち地場農畜産物の割合が5割以上を占める加工食品を含めることができることとし、その際の算定対象経費は、当該加工食品の製造に要する地場農畜産物の原材料費又は加工食品の購入価格の4分の1とする。

エ 事業実施者は、事業実施主体から交付された助成金の一部を地場農畜産物を生産した農業者又は農業者で組織する団体に交付することができるものとする。

(3) 冷凍・加工食品の試作・開発等

助成対象とする経費は、検討委員会の開催費、試作用原材料費、試作費用、試食会開催費及び調査費とする。

(4) 新たな集荷・配送・搬入体制の構築

助成対象とする経費は、学校給食への地場農畜産物の利用を拡大するための新たな集荷・配送・搬入体制の構築に必要な運送費、保管経費、保管用機器のリース費及び加工掛増経費とする。

運送費、保管経費、加工掛増経費等は、地場農畜産物の利用の拡大に要する経費が明確に区分又は算定できる場合に限り助成を行うこととし、農業者や農業者団体が自ら集荷・配送等に取り組む場合は、外部に委託する場合の経費、農業協同組合等が自ら定めている単価等を活用して証拠書類を基に算定した経費の範囲内で助成対象とするものとする。

なお、(2)の地場農畜産物の利用拡大献立の導入・実証の支援対象となる地場農畜産物の運送費、保管経費及び加工掛増経費の助成については、それぞれの経費と当該地場農畜産物の原材料費とを明確に仕分け得る証拠書類がある場合に限り助成対象とする。

第6 学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業の内容等

助成対象とする経費は、事業実施主体が本事業の周知徹底を行うための資料作成・配布費、事業実施者への推進指導旅費、事業実施計画の策定指導費、通信・運搬費、助成金の交付経費、事業実施状況確認費、取りまとめ賃金、その他本事業の適正かつ円滑な推進に必要な経費とする。

第7 事業実施等の手続

1 要綱別紙2の第9の1の事業実施計画は、参考様式第5号に基づき作成するものとする。

なお、2の(1)のアの22年度分の事業実施者の事業計画を基に事業実施計画を変更する場合は、生産局長が別に定める期日までに変更手続を行うこととする。

2 要綱別紙2の第9の3の生産局長が別に定める事業実施者の事業実施等の手続は以下のとおりとする。

(1) 事業計画の策定

ア 事業実施者は、参考様式第6号に基づき年度ごとの事業計画を策定し、生産局長が別に定める期日までに事業実施主体に提出するものとする。

イ アの事業計画の提出を受けた事業実施主体は、内容について審査を行い、

適当と認められる場合は、参考様式第7号に基づき事業実施者に通知するものとする。

ウ 事業実施者が事業の中止又は廃止及び助成金の額の増加を伴う事業計画の変更を行う場合は、ア及びイに準じて手続を行うものとし、それ以外の事業計画の変更については、事業実施主体に届出を行うものとする。

(2) 助成金の交付

ア 事業実施者が、事業計画に基づいて事業を実施した場合は、事業実施主体に対して助成金の交付を申請するものとする。

なお、事業実施者は、事業の実施状況に応じて概算払いを申請することができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施者からアの助成金の交付の申請があり、(1)の事業計画に基づいて適正に実施されたことが確認できた場合には、事業実施者に対して助成金を交付するものとする。

(3) 事業実績報告

ア 事業実施者は、参考様式第8号に基づき年度ごとに事業実績報告を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アの事業実績報告の内容を確認するものとする。

なお、事業実施者は、事業実績報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しなければならない。

(4) 助成金の返還

事業実施主体は、事業実施者による取組が要綱別紙2の第7の2の取組の内容を満たしていない場合には、事業実施者に対して助成金の返還措置を講ずるものとする。

(5) 事務処理期間

事業実施状況の確認、事業実績の報告、助成金の交付等、本事業の実施に伴い必要となる事業実施主体の事務処理期間は、平成23年6月末日までとする。

第8 報告

要綱別紙2の第10の事業実施状況の報告は、以下の2種類の報告とする。

- 1 地産地消・産直緊急事業推進費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知）第8に基づく実績報告書
- 2 参考様式第9号に基づき作成し、平成23年6月末日までに地方農政局長等に報告する最終事業実績報告書

なお、事業実施主体は、事業実施状況の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しなければならない。

別表 2 (実施要領別紙 2 第 5 の 2 の (2) 関係)

項目	算定方法
原材料の品目数 で算定する場合	$\text{利用割合} = \frac{\text{地場農畜産物の品目数}}{\text{農畜産物の総品目数}} \times 100$
原材料の重量で 算定する場合	$\text{利用割合} = \frac{\text{地場農畜産物の原材料の重量}}{\text{農畜産物の原材料の総重量}} \times 100$
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加工食品、調味料及び菓子類は除外して算定しても良いこととする。 なお、地場農畜産物の品目数又は総重量に算入した品目数（分子の品目）は、農畜産物の総品目数又は総重量（分母）にも必ず算入することとする。 2. 利用割合の 1 年間の平均値の算定が困難な場合は、年間のうち同時期の 10 日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定しても良いこととする。 3. 原材料の品目数で算定する場合は、以下によることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「実品目数」又は「のべ品目数」のいずれかで算定しても良いこととする。 (2) 時期等により地場産とそれ以外の両方が使用されている品目については、地場農畜産物の品目に算入しても良いこととする。 (3) 基準年の総品目数をもって目標年の総品目数としても良いこととする。 4. 原材料の重量で算定する場合は、以下によることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主食及び牛乳を除いて算定しても良いこととする。 (2) 基準年の年間の総重量は、年間のうち 10 日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定しても良いこととする。 (3) 基準年の総重量をもって目標年の総重量としても良いこととする。 5. 利用割合については、水産物等を含む農畜産物以外の原材料を含めて算定しても良いこととする。